

恵庭市中小企業振興基本条例（条文及び考え方）

恵庭市は、秀峰恵庭岳の裾野にあり、自然豊かな森林地帯から湧き出る清水は漁川となって流れ下り、肥沃な大地を築き、ここに明治初頭から先人たちの手で始まった稲作や酪農が根付き、農業が基幹産業として発展しました。

その後、急速に進む国の工業開発の潮流と相まって、工業や商業の集積が進み、産業の中核を担うようになりました。さらに、高い評価を得ている「花のまちづくり」は、地域経済に様々な効果をもたらしています。

こうした本市の経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中小企業は本市の経済活動の礎として、雇用を創出し、市民の暮らしになくてはならない存在になっています。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行、人口減少及び経済のグローバル化等の社会構造の変化により、中小企業の経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、中小企業はその多様性を生かし、変化する経済環境に適応していかなければなりません。そのためには、中小企業自らが、創意工夫により経営の安定のための努力を行うことが重要であり、また、市民も中小企業振興が本市の経済発展に欠かせないものであるということを認識し、企業、市及び市民がそれぞれの果たすべき役割を踏まえ、連携して中小企業を元気にする必要があります。

ここに、企業、市及び市民の役割を明確にし、中小企業振興を図ることにより、豊かで住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

〈考え方〉

本条例の趣旨を明らかにするため前文を設け、恵庭市が経済的社会的に発展した地理的歴史的な背景や中小企業が地域経済と地域社会の担い手であること、現在の経済社会情勢、中小企業振興の重要性を明示しています。

前文は具体的な法規を定めたものではないことから、前文の内容から直接的な効果が生ずるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものです。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業振興に関し、その基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

〈考え方〉

ここでは、条例の制定目的を簡単に表現しています。条例の直接的な目的は中小企業振興を図ることですが、最終的な目的は地域経済の発展と市民生活の向上を図ることと規定しています。この条例でいう「地域」とは、「本市を中心として、経済的に結びつきが強く、経済変動の影響を共有する経済圏の区域」をいい、その区域は、固定されたものではなく、それぞれの経済活動によって変動するものと考えます。

なお、この条例は、中小企業振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者等や市民に示すこととする、いわゆる理念条例とするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であつて、事業を営むものをいう。

〈考え方〉

条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。ここでは、「中小企業者」、「中小企業者等」、「大企業者」の定義について規定しています。

第1号「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に定める

定義のとおりとし（下表参照）、資本金又は従業員数のいずれかの基準を満たす会社及び個人のことを表しています。

〈中小企業者の範囲〉

業 種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

（基本理念）

第 3 条 中小企業振興は、中小企業者等の創意工夫と自主的な努力を尊重し、地域の特性を生かした総合的な施策を、国、北海道及びその他の機関の協力を得ながら、市、企業、関係する団体及び市民が一体となって推進されなければならない。

〈考え方〉

中小企業基本法第 3 条の基本理念において、「中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨」とすることが規定されており、その趣旨を踏まえ、中小企業振興にあたっての基本的な理念及び考え方について規定しています。

その他の機関とは、公益法人や研究機関等、関係する団体とは、経済団体や金融機関等を指します。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興に関する施策を策定及び実施するものとする。

2 前項において、市は、中小企業者等の意見を聴き、適切に反映するよう努めるものとする。

3 市は、中小企業振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、北海道、中小企業に関する団体、研究機関及び市民と連携を図るよう努めるものとする。

〈考え方〉

中小企業振興にあたり、その重要性を認識した上で、市の果たすべき役割を規定しています。中小企業施策の推進にあたっては、市、中小企業者等や関係機関が連携、協力していくことが必要です。

研究機関とは、大学等の学術研究機関等を指します。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営の革新、経営基盤の強化等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民の要望に応え、かつ、市民に信頼され、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、地域において生産、製造又は加工された産品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

〈考え方〉

中小企業振興にあたり、中小企業者等の努力義務について規定しています。

第1項では、中小企業者等は、経営の革新及び経営基盤の強化等、自主的な努力をすることが必要であることを明らかにしています。こうした努力により経済的社会的環境の変化に即応することができると考えます。

第2項では、市が実施する中小企業振興策への協力について規定しています。

第3項では、中小企業者等は、地域の一員であることを認識し、市民生活の向上に配慮する必要があることを明確にしています。中小企業者等が消費者である市民の目線に立った商品及びサービスを提供し、社会的責任を果たすことで、市民や社会からの信頼を得られ、結果として中小企業者等の成長発展へとつながっていくと考えます。

第4項では、生産、製造、流通、販売から消費に至る、地域循環型経済の構築による地域経済の活性化に努めることを規定しています。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、地域において生産、製造又は加工された製品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

〈考え方〉

中小企業振興にあたり、大企業者の役割について規定しています。大企業者は、地域社会や中小企業に対し、大きな影響力を有していることから、中小企業者等や市との連携や、中小企業振興、地域経済の活性化に一定の役割を求めるものです。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、地域において生産、製造又は加工された産品を消費し、地域で提供される商品及びサービスを積極的に利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

〈考え方〉

中小企業振興にあたり、中小企業に関する市民の理解と協力について規定しています。中小企業振興が地域経済、市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の健全な発展に協力することを求めるものです。

ここでは、生産から消費に至るまでの地域内の経済循環を目指すものであり、市民の協力を期待するものです。

(審議会の設置)

第8条 この条例の適正な運営を図るため、市長の諮問機関として、恵庭市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第9条 審議会は、市長が任命する13名以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

〈考え方〉

中小企業振興審議会の設置及びその組織等に関する基本的事項について定めています。

審議会は、市が行う中小企業振興に関する事項について調査・審議するため、第三者的機関として設置されるものであり、法的には地方自治法第

138条の4第3項に規定する附属機関として位置付けられます。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

〈考え方〉

本条例の施行に係る規則、要綱等の必要な事項については、市長が別に定めることとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(恵庭市中小企業等振興条例の一部改正)

- 2 恵庭市中小企業等振興条例（昭和54年条例第28号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
恵庭市中小企業等助成条例
目次中「第4章 商工業振興協議会（第16条―第19条） 第5章 委任（第20条）」を「第4章 委任（第16条）」に改める。
第4章を削る。
第5章中第20条を第16条とし、同章を第4章とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の恵庭市中小企業等振興条例(以下「改正前の条例」という。)第16条の規定による恵庭市商工業振興協議会については、第8条の規定による恵庭市中小企業振興審議会とし、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第17条の規定により恵庭市商工業振興協議会の委員に委嘱されている者については、第9条の規定による恵庭市中小企業振興審議会委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同

条第２項本文の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までとする。